

自転車を利用される皆様へ

交通事故を起こしたら

その場から逃げないで！

自転車を運転中に歩行者に衝突するなど、交通事故を起こした場合は、道路交通法に定める義務を果たさなければいけません。

負傷者の救護

被害者の怪我の応急救護を行い、必要に応じ、119番通報で救急車を呼ぶこと。

警察官への報告

交通事故の日時・場所、負傷者の数や程度などを110番通報などで警察に報告すること。



- 自転車で交通事故を起こし、負傷者を救護せずに逃走した場合（救護義務違反）
1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
- 交通事故の報告を警察官にしなかった場合（不申告）
3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金



特に、交通事故の相手が子供などで、「けがは大したことない、大丈夫」と言われた場合や、相手がその場から立ち去った場合も、必ず110番通報などで警察に報告しなければいけません。